

対馬市教育委員会情報セキュリティ基本方針

令和8年4月策定

1. 目的

対馬市教育委員会情報セキュリティ基本方針（以下「本基本方針」という。）は、教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 対馬市行政情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針の準用

教育委員会の情報セキュリティ対策については、本市における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、対馬市行政情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針（以下「市基本方針」という。）を準用する。

3. 市基本方針の読み替え

本基本方針において、準用する市基本方針で「本市」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

また、市基本方針2定義（1）部等は、「学校等」とし、「対馬市立学校教育施設条例（平成16年対馬市条例第83号）第1条に掲げる小学校、中学校、幼稚園及び対馬市立幼稚園型認定こども園条例（平成28年対馬市条例第31号）第2条に掲げるこども園をいう。」とする。

また、市基本方針10情報セキュリティ対策基準の策定は、「情報セキュリティ対策基準（対馬市立小・中学校及び対馬市立幼稚園・こども園情報セキュリティガイドライン）の策定」とする。